

平成 23 年 4 月 20 日

研究科長・研究所長各位

CC：事務（部）長、本部部長各位

災害対策本部長代理

理事・副学長 前田正史

東日本大震災に関する当面の対応について（第7報）

標記震災への対応については、既に種々御協力をいただいているところですが、強い余震や計画停電の継続、原子力発電所の事故処理に伴う問題の発生などの可能性をも踏まえ、当面、以下の諸点に留意の上、適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、今後、本通知の内容は適時に更新し、ウェブサイト（日本語・英語）及び学内ポータルサイトへの掲載をいたしますので、御留意下さい。

1. 安全管理全般

- 今回の震災にあたり食糧等の備蓄を含め災害時の体制としては万全とはいえない状況もあったので、各部局においては、すみやかに食糧等の備蓄を進めるとともに防災計画の整備の充実を図ること（4月1日付け災害対策本部通知を参照）。
- 部局内の防災及び危機管理の体制について、それぞれの実情に応じて充実を図ること。新年度に当たって、緊急時における学生・教職員の安否確認や情報伝達を速やかに行う体制の点検・整備を行うこと（メール一斉送信、UT-mate等の有効な活用など。4月4日付け災害対策本部長代理通知を参照）。
- 地震や停電の発生に際して不測の事態が生じないよう、薬品等の危険物の管理の在り方について、次の点検・管理を徹底すること。
 - ・ 薬品等の破損、漏えいの状況を確認し、危険物は保管庫に移動するなど適切な対応をとること（環境汚染及び有害物の漏えいがあった場合は、当該部局の環境安全管理室に報告すること）。
 - ・ 今般の地震により、耐震用ボルトの抜けやねじの緩みなどが生じている恐れがあるため、棚や実験装置等の転倒防止策の確認を行い、必要な手当てをすること。
 - ・ 停電に備え、再起動等による事故又は障害のある機器への対策を講じること（詳細は「余震及び停電に備えた研究室等の安全確認について（参考）」（3月16日付け）参照）。
- 電力については、引き続き空調機器の停止、消灯、大規模な電力を用いる実験・研究の自粛など徹底的な使用抑制に努めること（使用抑制の一部解除及びこれに伴う実験再開の注意については、それぞれ3月24日付けの災害対策本部長代理通知、同25日付けの環境安全本部長通知を参照）。
- 環境安全研究センターにおいては、使用電力削減のため、廃液の回収・処理を制限しているため、廃液を発生させる実験の実施に当たって留意すること（最新の回収・処理状況は当該センターのウェブサイトを参照）。
- 停電に伴う警備体制の混乱に乗じた盗難、不法侵入等の発生も想定されることから、防犯に留意し、物品を適切に管理すること。
- 停電時にエレベーター内に利用者が閉じ込められないよう、計画停電の時間帯のエレベーターの利用中止の注意喚起や運行停止を行うこと。
- 放射線をめぐる問題については、以下の点に留意すること。
 - ・ 災害対策本部の下、放射線に関する全学的な対応を一元的に行い、必要な指示を発するので、それを待って適切に対応すること。
 - ・ 災害対策本部では、本学構成員に対する情報提供を逐次発信するので、参照すること（ウェブサイト及び学内ポータルサイトに掲載）。
 - ・ 必要に応じ、諸機関のウェブサイト等を参考にしつつ、正しい知識・情報に基づき、冷静な行動をとること。
- 各種の行事・式典・会議等については、安全管理の観点から、各部局の判断により、適切に対応すること。
- 各部局において、教職員・学生に対して震災対応に関する重要な情報発信を行おうとする場合は、災害対策本部との連絡・相談を適時に行うこと。

2. 教職員への対応

- 計画停電への当面の対応については、「計画停電の実施に伴う交通機関等の影響について」、「短時間勤務有期雇用教職員及び特定短時間勤務有期雇用教職員の非常災害時における出退勤困難の場合の休暇等の取扱いについて」（それぞれ3月14日付け及び16日付けの災害対策本部長通知）に基づき、出勤等への適切な配慮を行うこと（通勤困難者については本学の規則に基づく特別休暇措置（有給）を適用するなど）。その際、各部署における必要な要員の確保について留意すること。
- 交通事情により、帰宅困難者が発生した場合、当該部局において、必要に応じ、関係施設内での宿泊等の便宜を図ること。ただし、学外の帰宅困難者（関係者を除く）の受入れについては、災害対策本部の指示に従うこと。
- 被害を受けた教職員等については、職務専念義務の免除に関する特例措置を適切に講ずること（3月25日付け災害対策本部長代理通知を参照）。
- 不正確な情報を発信し、学内外の不安をいわずらに助長することのないよう、指導を徹底すること。

3. 学生への対応

- 学事日程については、「学事日程に関する対応方針について」（3月25日付け総長通知）に基づき、各部局における教育目標の達成に支障の生じないよう、それぞれの実情に応じて適切に計画し、学生への周知を図ること。その際、学修時間の確保を前提に、授業期間（15週）を弾力的に扱って差し支えないこと。
- 当面、課外活動は、注意事項を厳守の上、節度をもって行うよう周知を図ること（「課外活動の自粛について【第3報】」（4月4日付け）参照）。
- 心理的なケアの必要な学生については、実情に応じて専門的な学内相談機関（学生相談所、なんでも相談コーナー、精神保健支援室等）の利用を促すなど、配慮を行うこと（「学生相談ネットワークからのお知らせ」（3月20日付け）参照）。
- 震災に伴い、今後の修学が経済的理由により困難となる学生からの相談は本部奨学厚生課（総合文化研究科、数理科学研究科及び教養学部の学生については教養学部等学生支援課）において対応するので、当該学生に適切な情報提供を行うこと。
- 平成23年度前期分授業料については、免除及び徴収猶予申請を行った学生の場合、その結果が確定するまで引落しは行わないこととしたので、留意の上、適切に対応すること。
- 留学生については、実情に応じて当該留学生からの報告を求めるなど、動向を適切に把握し、帰国中の留学生に対しては、授業日程等の通知と併せ、今後の見通しについて相談し、学習の継続や休学措置（4月1日付け教育担当理事通知参照）に向けた配慮を行うこと。休学希望者については、所定の期日までに届出を提出するよう求めること（その際、国費留学生の取扱いの特例に留意して対応すること。）。
- 以上の他、文部科学副大臣通知「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について」（3月14日付け）、同通知「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について」（4月1日付け）の内容に留意の上、適切に対応すること。

4. その他（救援・復興支援など）

- 本学としての被災地に対する支援については、「東日本大震災に関する救援・復興支援室」（4月11日付け総長裁定）において基本方針の立案、各種の連絡調整を行うので、留意すること。
- 本学独自の義援金（「東日本大震災の被災者救援義援金」、「東京大学被災学生支援等義援金」）について周知を図り、学内外における主体的な協力を促すこと。
- 被災地の国立大学については、国立大学協会を通じて災害救援物資の供給を行っており、求めがあった場合、積極的な協力を努めること（とりまとめは本部財務課）。
- 学生・教職員のボランティア活動については、「被災地におけるボランティア活動について（第2報）」（4月15日付け救援・復興支援室通知）に基づき、関係団体等の発信する情報を参照し、活動に際しては所定の様式により各部局の窓口へ届け出るよう求めること（参加者に対してはボランティア保険への加入を促すこと）。
- 被災地域の大学からの依頼があった場合、「被災学生の受入れに関する基本方針」（4月1日付け災害対策本部決定）に基づき、積極的に対応すること。その際、必要に応じて災害対策本部へ連絡・相談を行うこと。

担当連絡先：災害対策本部
TEL(内線)22038
FAX(外線)03-5802-8856
E-mail kikikanri@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

(注) 下線部分は、第6報（4月7日）からの変更点。